② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上であること。)

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 特定評価項目に係る技術提案が適正であること。

⑹ 平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、当該施工実績が地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

① 特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の１）及び２）の工事とする。

１）海域において、グラブ浚渫船による浚渫（床掘含む）工を70,000㎥（純土量）以上施工した工事

２）設計図書に安全監視船の配置が義務付けられた工事

（１）と２）は別件工事可）

② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の１）の工事とする。

１）海域において、グラブ浚渫船による浚渫（床掘含む）工を35,000㎥（純土量）以上施工した工事

⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が施工経験を有していればよい。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

なお、その施工経験が地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）特定ＪＶの代表者、代表者以外の構成員又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、海域において、グラブ浚渫船による浚渫（床掘含む）工事

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑻ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 上記１に示した工事に関係する当該事務所における発注者支援業務の受注者（予定者を含む。また、設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元及び出向元を含む。）及び当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

① 技術提案の評価

１）特定評価項目１「工事全般における施工管理」

２）特定評価項目２「工事全般における安全管理」

② 施工体制評価

１）品質確保の実効性

２）施工体制確保の確実性

⑵ 落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 技術資料の内容が適正であること。

③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑶ 評価値の算出　評価値は次の式により算出する。各項目の評価基準及び得点等の詳細については、入札説明書による。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

① 標準点

上記⑵①から②の要件を満たす者に対し100点の標準点を付与する。

② 加算点

加算点＝(a)×施工体制評価点÷30

(a)は上記⑴①の評価項目を評価基準に従い配点する。(最大60点)

③ 施工体制評価点

上記⑴②の評価項目を評価基準に従い配点する。(最大30点)

⑷ 評価の担保

① 受注者が競争参加資格確認通知時に「履行義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。(入札説明書参照)

なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。(入札説明書参照)

② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4　入札手続等

⑴ 担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号高松サンポート合同庁舎９階

四国地方整備局総務部経理調達課契約管理係　堀　　暢宏　電話087―811―8304

⑵ 入札説明書の配付期間、場所及び方法

① 配付期間：平成30年１月26日から平成30年３月29日（最終日は16時00分まで）

② 配付方法：入札説明書等は、入札情報サービスにより配付する。また、書面による配付又は郵送等（着払い）による配付を希望する場合は、上記⑴の担当部局へ事前に申し込みすること。申し込みの期間は、上記①に示す配付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から16時00分までとする。

［入札情報サービスアドレス］

http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成30年１月26日から平成30年２月20日９時00分から18時00分まで。(最終日は16時00分まで。)（土曜日、日曜日及び祝日を除く）